

第5節 非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）

第1 用語の意義

この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 非常ベルとは、起動装置、音響装置（サイレンを除く）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 2 自動式サイレンとは、起動装置、音響装置（サイレン）、表示灯、電源及び配線により構成されたものをいう。
- 3 操作装置とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に又は手動操作により、必要な階に火災である旨の警報を報知する装置をいう。
- 4 多回線用とは、操作装置の部分に回線ごとの地区表示灯を有するものをいう。
- 5 複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれ単体又は任意に組み合わせ一体として構成したものに非常電源を内蔵し、他に電力を供給しない装置をいう。
- 6 一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合わせ一体として構成されたものをいう。

第2 設置場所及び設置方法

設置場所及び設置方法は、令第24条第4項第1号及び第2号並びに規則第25条の2第2項第1号及び第2号の2によるほか、次による。

1 操作装置

- (1) 点検に便利な場所に設けること。
- (2) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響をうけるおそれのない場所に設けること。
- (3) 起動装置の設けられた操作装置にあつては、操作の容易な場所に設けること。
- (4) 多回線用の操作装置は、守衛室等常時人のいる場所（防災センター、中央管理室等を含む）に設けること。
- (5) 操作装置に接続する表示灯又は音響装置は、1回線につき各15個以下とすること。
- (6) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により相互の機能に異状を生じないものであること。

2 音響装置

- (1) 音響効果を妨げる障害物のある場所には設けないこと。
- (2) 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。
- (3) 屋上部分を遊技場等の目的で使用する防火対象物は、当該部分にも音響装置を設けること。
- (4) 可燃性ガス、粉じん等の滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防護措置を講じること。

3 起動装置

- (1) 廊下、階段、出入口付近その他多数の目にふれやすい場所で、かつ、容易に操作できる場所に設けること。
- (2) 次に掲げる場所に設ける場合は、防護措置を施したものとすること。
 - ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - ウ 雨水等が侵入するおそれのある場所
- (3) 手動により復旧しない限り継続して作動するものであること。

4 表示灯

- (1) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。
- (2) 天井面からの距離が0.6メートル以上離れた位置に設けること。
- (3) 次に掲げる場所に設置する場合は、防護措置を施したものとすること。
 - ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所
 - イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所
 - ウ 雨水等が侵入するおそれのある場所

5 複合装置及び一体型

1から4までを準用する。

第3 電源及び配線

電源及び配線は、令第24条第4項第3号並びに規則第25条の2第2項第4号及び第5号並びに第6章「非常電源の基準」によるほか、次による。

1 電源

自動火災報知設備の基準（第8）を準用する。

2 配線

複合装置の常用電源配線と各複合装置の連動端子間の配線（弱电回路）を同一金属管に納める場合は、次によること。

- (1) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。
- (2) 連動端子間の電線は、600ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (3) 電源回路の配線に使用する電線は、600ボルトビニル絶縁電線又はこれと同等以上の絶縁効力を有する電線を使用すること。
- (4) 常用電源線と連動端子間の電線は、色別されたものとすること。

第4 特例基準

令別表第1（9）項ロに掲げる防火対象物のうち、番台から脱衣場及び浴槽を監視することができる公衆浴場に非常警報器具を設置した場合は、令第32条の規定を適用し非常警報設備を設置しないことができる。